

名古屋港湾会館

指定管理者運営モニタリング結果（年度評価）【令和2年度】

1 施設の概要

施設名	: 名古屋港湾会館
所在地	: 名古屋市港区港町1-11
設置根拠	: 名古屋港湾会館条例
設置目的	: 港湾関係者、船員その他海事関係者の文化及び教養の向上と福祉の増進を図るため
施設概要	: 会議室 7室

2 指定管理概要

指定管理者名	: 名管本庁舎PFI株式会社
指定期間	: 平成22年9月1日から令和17年3月31日まで

3 利用状況

区分	令和2年度		令和元年度		増減①-②
	計画値	実績値①	計画値	実績値②	
会議室 (件)	3,360	1,570	3,360	2,414	-844

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位：千円)

区分	令和2年度		令和元年度		増減①-②
	計画値	実績値①	計画値	実績値②	
収入	57,089	49,678	57,089	58,638	-8,960
利用料金	18,600	11,189	18,600	20,149	-8,960
指定管理料	29,261	29,261	29,261	29,261	0
その他	9,228	9,228	9,228	9,228	0
支出	45,086	37,430	43,891	46,681	-9,251
収支差	12,003	12,248	13,198	11,957	291

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、本組合の求める水準どおり適正に行われていた。会議室紹介サイトへの掲載等の利用促進策に取り組んだことが評価できる。

(2) 区分ごとの評価

区分	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守など、本組合の求める水準で運営されている。
施設の適正な管理	A	計画的に施設の点検、維持管理が行われている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のための消毒等が適正に行われており、本組合の求める水準で管理されている。
サービスの維持・向上	A	感染症拡大に伴うキャンセルにより利用件数は減少したものの、新たな利用促進の施策に取り組んでいる。
運営等の安定性	A	収支状況、再委託の状況、財務状況なども適正であり、本組合の求める水準で運営されている。

【評価の基準】

- S : 本組合の求める水準を大幅に上回る水準であり、模範的な施設運営がなされている
- A⁺ : 本組合の求める水準を上回り、事業者の提案を含めた協定書の水準
- A : 概ね期待どおりの水準（業務仕様書の水準）
- B : 一部分を除き、概ね期待どおりの水準
- C : 本組合の求める水準と比べて不十分

(3) 今後の対応等

適切な感染症拡大防止対策を実施した上で、施設の良好な維持管理、高質な利用者サービスの提供及び利用促進に努めるよう、引き続き、指定管理者と連携し取り組んでいく。

6 利用者からの反応

令和2年11月～令和3年3月のアンケート調査では、会議室の清掃の状況について「いつもきれい」の回答が93%、受付対応について「とてもよい」の回答が87%となっており、適切な施設提供が行われている。

7 その他

特になし

○ 問い合わせ先

名古屋港管理組合 港営部港営課（関連事業室）
電話：052-654-7979 ファクシミリ：052-654-7829
メールアドレス kanren@union.nagoyako.lg.jp